

● 施策評価の実施（第1回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

委員 ほかの地域でも浸水している箇所がある中で、「内水処理対策事業」において、平成23年度に網野町浅茂川地区を選んだのはなぜでしょうか。網野町浅茂川地区が一番、浸水による危険性が高いという理由からでしょうか。

担当部局 当該地域は浸水被害の対策が従来からの懸案事項で、当該地域の浸水対策を実施するものです。

委員 平成24年度の事業として、次の地域の計画が決まっているのでしょうか。

担当部局 本事業は単年度で完了する事業ではなく、数年を要する事業であるため、当面は本地域の対策を行うということになります。

この地域の近くを流れる福田川の増水による被害を解消するため、現在、京都府において福田川の河川改修事業により、堤防の建設が行われています。堤防の建設により、この地域の水を外に出すこともできなくなってしまうことから、河川改修を実施している京都府からも福田川の河川改修に併せて内水対策を行うよう要請があること、また、網野町浅茂川地区は、非常に人口が密集している地区でもあるので、この地域に対策を行うことは投資効果が高い、大勢の人の生命と財産を守ることができるという理由などから、この地域から内水処理対策を実施しています。

委員 市民からは、ほかにも峰山町の小西川沿いなどで浸水するという話を聞きますが。

担当部局 ほかの地域の話も聞いており、小西川の改修についても計画を進めています。

委員 都市下水路維持整備事業については、平成23年度の予算において、平成22年度決算額の3倍程度の予算が組まれており事業規模を拡大しているように思われます。また、水洗化推進支援事業についても、平成23年度の予算額が平成22年度の決算額より大幅に増額されており、事業規模を拡大しているように見えます。両方の事業について、施策評価における今後の方向性が現状維持と記載されているのはなぜでしょうか。

担当部局 今後の方向性の部分については、平成22年度の決算額と平成23年度の

予算額を比較した内容ではなく、平成２３年度予算額を基準として、平成２４年度以降の予算規模がどのようになっていくかという視点で記載されています。

したがって、水洗化推進支援事業については、平成２４年度以降も平成２３年度の予算額である１，５００万円の予算規模で現状維持を行う予定をしているということになります。

内水処理対策事業については、平成２４年度も工事は続きますが、平成２３年度が予算規模としてはピークとなると予測していることから、今後の方向性は縮小としています。

委員 長 本施策における施策目的の中で、「水洗化の推進」や「水道水の安定的な供給」よりも「浸水防止」の優先順位が高く位置付けられていることに違和感を覚えます。「浸水防止」について、最も優先順位を高くした理由を教えてください。

担当部局 近年においてたびたび浸水しているという状況の中、緊急性が高いということで「浸水防止」について、優先順位を最も高く位置付けています。

委員 長 施策方針１番の「地域水道ビジョンの策定」に関連する事業が内部評価結果調書上に表れていませんが、なぜでしょうか。

担当部局 当該方針に関連する事業がないことから内部評価結果調書上に「地域水道ビジョンの策定」という施策方針が記載されていません。

「地域水道ビジョンの策定」の関係ですが、水道関係では、京丹後市水道事業基本計画について、昨年大きく見直しを行い、最新の基本計画ができています。そのような中で、「地域水道ビジョンの策定」も課題としつつ、基本計画に沿って事業を進めています。

また、水道事業の経営の関係についても、水道事業と簡易水道事業の統合を視野に入れながら、計画の見直しを検討しています。

委員 長 「地域水道ビジョン」と「京丹後市水道事業基本計画」は同じものと捉えたら良いでしょうか。

担当部局 「地域水道ビジョン」と「京丹後市水道事業基本計画」は少し違います。

「地域水道ビジョン」は、施設整備計画、施設の管理計画、水質管理、経営計画などを含めた、長期的、将来的なビジョンと考えていますが、平成２

2年3月に策定した「京丹後市水道事業基本計画」は施設整備計画が中心となっています。

「地域水道ビジョン」については、コスト面の理由により策定ができていませんが、簡易水道事業のみについてですが、経営計画の見直しを図っています。したがって、「地域水道ビジョン」の一部については、実質的には策定済みということになります。

委員長 施策方針についての感想として、各事務事業が3つの施策目的の手段になっていることは分かりますが、4つの施策方針と3つの施策目的が素直につながっていないため、施策方針がやや分かりにくく感じられました。

委員 内水処理対策事業について、降雨や日雨量、時間雨量の計算を含め、約2年前の内容での設計になっていると思われます。

設計時の数値は、近年の集中豪雨を想定した日雨量や時間雨量の数値となっているのでしょうか。また、なっていないのであれば、設計後において、想定数値の変更などは行われているのでしょうか。

担当部局 現在、京都府において実施されている福田川の改修は、30年に1回の雨を想定した、30年確率の降雨に対応できるようにしたいというのが整備方針ですが、それを行うためには、莫大な費用が掛かるため、暫定改修ということで、京丹後市が大変な被害を受けた平成16年の台風23号の降雨を分析した結果、5年確率、5年に1回の降雨量を想定して改修が進められています。

市が実施している内水対策については、京都府の改修に合わせる形で5年確率で実施しており、福田川の改修が30年確率になれば、内水対策は将来10年確率で実施する予定をしています。

事業が完了すれば、近年の集中豪雨における降雨による被害もおおむね解消できるものと思っています。

委員長 本施策は、大きくは水道、簡易水道、下水道と浄化槽に関する事業により構成されていると思われ、浄化槽に関する事業については、市が設置する浄化槽と個人が設置する浄化槽に分けられると思われ。

これらの事業について、どのようにして事業地域が決定されるのか、また、今後の展望の概略をお伺いします。

担当部局 公共下水道の処理区域で、かつ供用開始がされていない区域において水洗化を希望されるかたがおられる場合は、個人で浄化槽を設置してもらい、そのかたに市が補助金を交付しており、これが浄化槽設置整備事業となります。この場合、公共下水道の供用開始後は、浄化槽を廃止して、供用開始された公共下水道に接続していただくということになります。

これに対し、公共下水道、集落排水などの処理区域となっていない区域については、水洗化をするには、浄化槽を設置するしか方法はありません。そのため、市が浄化槽を設置し、この市が設置する事業が浄化槽整備事業ということになります。

市が浄化槽を設置する浄化槽整備事業については、当該浄化槽整備区域がかなりの広範囲となるため、今後の方向性については拡大としています。逆に、市が補助を行う浄化槽設置整備事業については、公共下水道の供用開始が進むにつれ、事業範囲が狭くなることから、今後の方向性を縮小としており、最終的にはゼロになると考えています。

また、水道と簡易水道については、平成28年に経営そのものを一つにしようという計画で水道基本計画を進めています。合併前においては、旧町内で上水道の配水管が布設されていましたが、現在は、例えば、丹後町の水が網野町まで行くというように旧町の枠を越えて配水管がつながっており、市町村合併によるメリットの一つである、合併特例債（返済について国から有利な支援が受けられる借金）により事業を進めています。

委員長 下水道が整備されている区域において、下水道に接続することは、法律上の義務ということになるのでしょうか。

担当部局 そのようになります。

委員長 4つ目の視点として、今後の厳しい財政状況の中で、より改善できるような可能性やアイデアはないかということの参考とするために、担当部局ではこの施策について、今後、どの事業についてどのように見直しや縮小しているかとお聞かせください。

担当部局 施策全体としては、基本的には飲む水、使う水、汚れた水を処理する下水道という点から考えると、施設の整備が一定完了しないと縮小できない施策ではないかと考えています。

飲む水については、第一と考えていますので、そういう点から考えると老朽化している施設については、随時更新していく必要があると考えています。縮小が図れる部分としては、維持管理費の効率化という部分ではありますが、基本的には縮小が難しい施策であると思っています。

委員長 どちらかというと、全体の重要性を訴えていきたいということですね。

委員の皆様からもこの施策について、縮小せざるを得ないとしたらどういったものがあるか意見があればお伺いできないでしょうか。

委員 京丹後市の人口に対し、簡易水道が非常にたくさんあるという印象を受けます。先ほど、簡易水道事業の経営が厳しくなり、水道料金の見直しを行ったという説明がある中で、事業のほとんどが将来返済しなければならない市債という市の借金を財源として事業が行われており、非常に心配です。

また、下水道への接続率が42.3%と依然として低いということは、結局は、下水道を整備したが市民が使用していないということで、「水洗化を推進し、生活環境の改善を図る」という施策目的が本当に達成できるのかなと率直に感じられます。

施策も大事ですが、今のうちにビジョンをしっかり持ち、例えば簡易水道について20年後を見据えるというところまでやって、京丹後市のまちづくりを考えていかないと今後の市政の運営が大変であると思われます。

担当部局 人口が減少していくという前提で、水道の給水計画を立てており、新しく施設などを更新する際には、規模を少し小さくしています。また、漏水が頻繁に発生している老朽管の更新工事を下水道工事と同時に施工したり、よく破裂するところは特別に直しに行ったりとか、いろんな工夫もしています。市債は、将来、返済していく必要がありますが、下水道事業であれば、借金を返す際のお金の約半分を、水道事業であれば、約4分の1について国からの補助があります。そういったことも念頭におきながら、財政見込み、経営計画、料金収入の見込みも作り、基本計画を立ててやっています。いろんな見方をして経営を進めているということです。

委員長 あくまで可能性ということで、水道料金を上げるとどうなるのでしょうか。

担当部局 料金を上げることによって、財源ができてくるので、場合によっては借金をしなくても良い部分が出てくるかもしれませんが、通常は、そこまで市民

に負担を掛けるということはありません。制度的に財源が確保できるのであれば、料金までは上げません。昨年度は、簡易水道と上水道の料金が違っていたので、この4月から同じ料金にしたところです。

委員 長 料金は、いくらですか。

担当部局 20 m³を使うと、メーターの料金を含めて3,350円です。

委員 長 決して安くはないですね。

来年からすぐできるかと言われれば無理だとは思われますが、水洗化推進支援事業を抜本的にやめてしまうというというのはいかがでしょうか。下水道に接続することは義務でありますし、100万円単位の下水道の接続工事に対して5万円の補助で、どの程度の補助金効果があるのでしょうか。

担当部局 水洗化推進支援事業のルールの中で、市内業者を利用して接続工事を行わないと対象にならないとしており、副次的効果、経済効果も狙っています。

水洗化推進支援事業の補助金の廃止については、現実的には難しいと思われます。

委員 長 浄化槽設置整備事業についても、公共下水道の供用区域にはなっていますので、いずれ供用開始されることにはなることから、浄化槽を設置するのを待つという考え方もあると思われます。

移行期間を1年とか2年とか置いた上で、思い切って事業をやめた場合、どのような混乱が予想されるのでしょうか。

担当部局 浄化槽設置整備事業については、補助金の額が大きいこと、市が独自に補助しているのではなく、国が3分の1、府が3分の1、市が3分の1の財源を持ち出して、補助金を交付していることから、本補助金をやめると、市民の権利が奪われたり、水洗化の意欲が失われたりすることにつながると思われます。

委員 長 参考までに伺いますが、国の規定では市が事業をやるのであれば、府と一緒に3分の2を補助するということなのではないでしょうか。あるいは、事業実施は市の義務ということでしょうか。

担当部局 浄化槽設置整備事業補助金については、市が交付するのであれば、国や府が交付するということになります。

浄化槽設置整備事業については今後の方向性を縮小としているとおり、京

丹後市の下水道は１０年の間に整備を終えたいと考えており、１０年の間には供用開始区域が増えることになるので、浄化槽設置整備事業の対象地域が減ってくると思っています。そういった中で、１０年後には補助金はゼロにしたいと考えています。

委員長 ほかの委員さんも削減に向けた大胆なアイデアがあれば言っていただければと思います。

委員 下水道が通ったら接続をしないといけないと思いますが、そのためには市はどのような計画を立てておられるのでしょうか。

担当部局 そこが、今、一番悩んでいるところであります。水洗化推進支援事業の補助金や排水設備工事の借入資金への利子補給制度、早期接続者への加入分担金の軽減措置などにより、現在、下水道の接続を進めています。

加えて、専門の普及推進員を２人置き、未接続宅の個別訪問を行ったり、今春から職員も戸別訪問を行ったりしていますが、接続工事には、１００万円を超えるお金が掛かりますので、なかなかつないでもらえないというのが実態です。

委員 下水道の供用開始から３年以内に下水道に接続することが義務付けられていることも、市民に分かってもらっても良いと思います。そのことを、施策の目的にしっかりと明記されても良いのではないかと思います。

委員長 今年度の評価については、おおむねこれまでどおりの形で報告書にまとめていきますが、委員会で発言したことについて、必ず市において実行してもらわなくては困るというよりも、少し踏み込んだ提言というのもしろいろしていこうと思います。

また、先ほどの委嘱の際に、そういったことを委員会としてやってもらいたいということでしたので、多分、担当部局からすれば、むちゃだと思われるような提言をさせてもらうかもしれません。

次回、委員会で本施策の評価のまとめを行います。仮にこの施策において、何百万円単位の削減が必要だとすれば、本日の議論の中では、水洗化の推進という辺りが、ポイントになってくると思っています。

説明いただいたとおり、確かに１０年が経過すれば、浄化槽設置整備事業がなくなるということではあります。もう少し早いスピード感での削減が

必要というふうに聞いていますので、そうした点も踏まえて、考えさせていただきたいと、現状では考えています。

大まかに見たところでは、なるほどこの施策、事業の構成になってやっていただいているとは思っていますので、今後ともより一層のご努力をお願いできればありがたいと思います。

● 施策評価のまとめ（第2回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

※ 前回委員会における施策評価結果について、評価の振り返りと評価結果のまとめを実施。

委員長 歳出抑制についてですが、水洗化推進支援事業については、100万円そのものが経済効果であるとの担当部局からの補足説明ですので、5万円の補助金交付の有無に関わらず、下水道接続をしてもらえば、経済効果としては変わらないということも考えられます。

今回、委員会が行っている提案は、全て提案どおりにやってもらわないと困るというものではなくて、仮にここから絞り込んでいくとすれば、どういう方向性、どのようなアイデアがありますかということで、知恵を出し合って、考えて提案するということです。

そういったことを踏まえて、外部評価結果（案）のとおりとするか、担当部局からの意見を踏まえて修正するか意見を伺います。

委員 下水道接続に対する市としての努力が、5万円の補助金の交付であるということでは具合が悪いと思います。水洗化を推進する窓口を作ったり、相談に乗ったり、統計を取って進んでいるところに力を入れたりという努力が必要と思われます。

下水道の接続率が低い中で、また、下水道への接続推進の努力が不十分なまま、下水道の整備を推進すること自体が問題で、今後非常に困るのではないかと思います。

委員 人口の減少がある中で、昔の計画のままで下水道整備を進めていくというのは、現状に合っていないと思われます。また、高齢化が進み、なかなか接続がしていただけないことが多い中で、整備を進めているという印象を受けます。

若い世代の家については水洗化が進んでいることから、浄化槽設置により水洗化を進めるなどの方法も考えたほうが良いと思われます。

委員長 下水道の計画区域での浄化槽の設置に対し、補助金を交付する浄化槽設置整備事業について、意見ををお願いします。

委員 家を改修される家庭では、家庭排水の環境への影響から、水洗化を行いたいものと思われます。また、浄化槽を設置しておけば、下水道が整備された際には、大規模な工事を行うことなく下水道への接続ができることになりま

すので、この事業は行ったほうが良いように思います。

委員長 施策全体の中でのバランスを考え、下水道施設ばかりを整備しても、水洗化の推進にはつながらないということであれば、意味がないということ、水洗化推進支援事業より浄化槽設置整備事業のほうが優先度が高く、効果が高い事業ではないかという議論だったと思います。

● 外部評価報告書（案）の検討（第6回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

※ 外部評価報告書（案）について、委員会としての意見の再確認を実施。

委員長 施策の見通しについて欄に記載されている、「市の将来について非常に不安を感じる」という部分について、なぜ将来に不安を感じるのかという理由が漠然としています。「将来的に計画どおり実現できるのか、実現したとしても経営が成り立つのかという不安を持っている」という内容に整理すべきと思われます。

● 外部評価報告書（案）の検討（第7回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

※ 委員会からの意見や歳出抑制案の提案内容について、担当部局との議論の機会を持ち、最終的な委員会としての意見のまとめを実施。

委員長 歳出抑制についての水洗化推進支援事業の部分について、委員会でのこれまでの議論は、5万円の補助金でどの程度の効果があるのかということです。あらゆる手を尽くして下水道の接続率を上げるよう議会から意見があるとのことですが、効果のないようなことも行うべきという意見ではないと思いま

す。

水洗化推進支援事業については、現在の内容のままで良いと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

委 員 今後、戸別訪問などにより下水道の接続率を上げるためには、インセンティブが必要と思われます。水洗化推進支援事業の補助金は、そのための補助金だと思われます。

委 員 長 担当部局から、「水洗化推進支援事業の補助金は市の経済対策としての副次的効果があること、市としては、今後、接続促進にあらゆる努力を傾けていかなければならない状況下では、どうしても廃止することはできない」との説明がありましたが、下水道供用開始区域における下水道への接続は義務であることから、本事業についての委員会意見のニュアンスを残しておきたいと思います。

ただし、担当部局からの意見などを踏まえ、「補助金の期間を設定して、その効果を検証して見直しを検討する」という意見で整理したいと思います。